
第二場 ●—— “協働のまちづくり” の3本の柱

この指針では、“協働のまちづくり”を進める大きな柱は、次の3つです。

- ①「自治活動^{*1}・市民活動の促進」(第五幕に記述)
- ②「明日の住民自治の枠組みづくり」(第三幕に記述)
- ③「市民参画の制度拡充と行政の変革」(第四幕に記述)

それぞれを推進するに当たっては、行政はもとより、“協働のまちづくり”の多様な担い手である個人や企業、地域型コミュニティ、そして目的型コミュニティなどが、お互いに求められる役割を認識し、ともに取り組んでいくことが必要です。

*1自治活動

住民相互の親睦や防災・福祉・環境などの自主的な取り組み、あるいは地域課題の解決にあたる住民の活動です。その多くは自治会を中心として展開されています。広い意味では市民活動です。